

第7節 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為

〔法第29条第1項第7号〕

法第29条第1項第7号

住宅街区整備事業の施行として行う開発行為

〔審査基準 2〕

住宅街区整備事業の施行として行う開発行為は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の認可を受けることによって都市計画上十分な配慮がなされたうえで行われることから、本条の適用が除外される。

第8節 防災街区整備事業の施行として行う開発行為

〔法第29条第1項第8号〕

法第29条第1項第8号

防災街区整備事業の施行として行う開発行為

第9節 公有水面埋立事業区域における開発行為

〔法第29条第1項第9号〕

法第29条第1項第9号

公有水面埋立法第2条第1項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第22条第2項の告示がないものにおいて行う開発行為

〔審査基準 2〕

公有水面埋立事業は、竣功認可前に建築物の建築を目的とした宅地造成が行われるが、埋立そのものについては知事の免許を受けており、また同法第23条により竣功認可前に埋立地を使用するときは、知事の許可を受けることとされていることから、重ねて規制する必要がないことから、本条の適用が除外される。